

初期設定・多言語対応代行 利用規約

この規約（以下「本規約」といいます）は、利用者と当社の間で締結される、当社が提供するサービス（以下「原サービス」といいます）に関する契約（以下「原契約」といいます）に付随して提供されるサービス（以下「本サービス」といい、第1条（定義）で定義するものとします）の利用条件を定めるものです。利用者は、原契約に定められる規約、約款等（以下「基本規約」といいます）を順守し、原サービスの利用を継続するとともに、本規約に定める利用条件に同意して、本サービス利用の申込および利用を行うものとします。

第1条（定義）

「本サービス」とは、本規約に定める内容および条件で当社が利用者へ提供する「初期設定・多言語対応代行」をいいます。なお、本規約で使用する前記の用語以外の用語の意義は、原契約で定義された意義のとおりとします。

第2条（適用範囲）

本規約は、利用者と当社の間で締結する本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます）に適用するものとします。

第3条（本サービスの内容および条件等）

1. 本サービスはTripadvisor（Tripadvisor, Inc. の提供する、旅行に関するユーザー生成コンテンツと価格比較サイトを掲載する世界最大級の旅行情報プラットフォーム）とinstagram（Meta Platforms, Inc. が提供する写真・動画共有ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の（以下「各 SNS」といいます）の管理代行サービスです。
2. 本サービスは、各 SNS における利用者の情報（①店舗名、②電話番号、③住所、④カテゴリ、⑤各種 URL、⑥写真、⑦店舗の営業時間、⑧投稿機能を使った各種情報発信、⑨サービスサイトの紹介文 等を含むがこれらに限られません）の設定代行、サービスサイト情報の登録、変更、修正、追加、削除及びユーザー向けサイトの情報の最適化等（以下「代行作業」といいます）を代行するサービスです。
3. 本サービスは、利用者及び当社の合意する各 SNS アカウント（以下「本アカウント」といいます）にて各種代行作業が行われるものとします。
4. 利用者は、本アカウントを、当社が指定する方法にて共有し、当社は、本アカウントに対し、管理者権限を設定するものとします。利用者は、本アカウントの共有、管理者権限の設定等、各 SNS の通知に対し、速やかに対応するものとします。利用者が、各 SNS の通知に対応しない場合、サービスサイト情報の編集又は管理等に支障又は遅延が生ずる場合があります。
5. 本サービスは、当社指定のサービスをお申込みいただいた場合に限り提供可能なサービスとなります。
6. 当社は、本サービスにおいて、対価の有無及び諸条件等を含め、利用者の承諾を得た上で、株式会社 EPARK 及びそのグループ会社の運営する予約・受付プラットフォームへのリンク設定等を行う場合があります。
7. 本サービスにおける当社の作業完了後、完了通知メールの送信、納品書面の提出等により、本サービスの納品を完了とします。また本サービス納品後、利用者から検収の旨の返信、書面取得等により本サービスの検収を完了とします。なお、納品完了後 5 営業日以内に利用者からの返信又は書面の返送、その他の意思表示が

ない場合は、本サービスの検収は 完了したものとみなします。

第4条（本サービスにおける注意および承諾事項）

1. 本サービスは、各種インターネット検索における上位表示を保証するものではありません。
2. 本サービスは、各 SNS における定量的な集客を保証するものではありません。
3. 各 SNS 提供会社により、サービスの停止を含め内容の変更が行われることがあります。
4. 各 SNS 提供会社の内容変更について、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 各 SNS の登録及び掲載に対して、各 SNS 提供会社が不適切と判断した場合は登録又は掲載が認められない場合があります。
6. 本サービス利用者は、各 SNS 情報の登録及び掲載にあたり、各 SNS 提供会社の定める利用規約、ガイドラインその他の定めを遵守するものとします。

第5条（本契約の成立）

1. 本契約は、利用者による本サービスの申込に対し、当社が申込を承諾した場合、申込日に遡って成立するものとします。
2. 当社は、当社の提供する他のサービスにおいて、利用者が対価の滞納がある等、本サービスの利用を不適切と判断する場合は、申込を承諾しないことがあります。
3. 本サービスの申込日より5営業日経過後までに、当社より利用者へ何ら意思表示がない場合、当社は、利用者による本サービスの申込を承諾したものとし、本契約は、申込日に遡って成立するものとします。

第6条（本サービスの利用料）

本サービスの利用料は、無償とします。

第7条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は、申込書記載の期間とします。ただし、以下事由が生じた日に本契約は終了するものとします。なお、利用者はいつでも任意に本契約の解約を当社へ申し出ることができるものとします。
 - ① 利用者より本契約解約の申出があり、第3項をはじめ、本契約終了に係る手続きが満了した日
 - ② 事由に拘らず原契約が終了した日
 - ③ 原契約に定められている解除事由等終了事由が生じた日
2. 従前の原契約に代わって、原サービスに関して当社が提供するサービスに関する契約を新たに締結した場合は、当該契約（以下「新原契約」といいます）を原契約として適用し、本契約は、新原契約の定めに従い継続するものとします。
3. 本契約が終了する場合、利用者は、本アカウントにおける管理者権限の設定、管理者権限移譲先の用意、またそれらに必要な情報の提供等、本契約が終了後の本アカウント設定に必要な対応を行うものとします。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び利用者は、それぞれ相手方に対し、自ら及び自らの役員が、本契約の締結日において、次の各号に掲げる者（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当し

ないことを確約する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力集団
- (9) その他前各号に準ずる者

2. 当社及び利用者は、それぞれ相手方に対し、自らが、本契約の締結日において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力によって経営を支配されていること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 自らの役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 当社及び利用者は、それぞれ相手方に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4. 当社及び利用者は、相手方が本条の表明に関して虚偽の申告をし、又は本条の確約に違反したことが判明した場合には、催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとする。

5. 前項に基づく契約の解除が行われた場合、本条の表明に関して虚偽の申告をし、又は本条の確約に違反した当事者（以下「違反当事者」という。）は、解除を行った相手方（以下「解除当事者」という。）に対して損害賠償を請求できないものとする。

6. 第 4 項に基づく契約の解除によって、解除当事者が損害を被った場合には、違反当事者は解除当事者に対してこれを賠償する責を負うものとする。

第 9 条（原契約の適用）

その他、本規約に定めのない事項は、原契約の定めに従うものとします。

以上

株式会社 EPARK リラク&エステ

制定日：2024年11月30日

改定日：2024年11月30日